

質問 長屋議員（自民 岐阜市）令和8年3月18日（水）

## 2 旧岐阜県庁舎（岐阜市司町）利活用事業に対する県の関与と県有地貸付期間について

### 答弁 知事

先般選定いたしました利活用事業者による提案が実現すれば、旧岐阜県庁舎は、歴史的・文化的価値を継承しつつ、宿泊・博物館機能のほか、企画展示場、レストランやカフェが入る複合施設へと生まれ変わることであります。

末永く県内外の方々に親しまれ、地域の賑わい創出にも資する施設となることを大いに期待しているところでございます。

本提案事業を実現するに当たりましては、土地及び建物に関する契約におきまして、当該事業者に対して用途の範囲を限定するほか、中央階段ホールをはじめ、原則保存を求めた箇所、そしてバリアフリー化、耐震化の改修工事の設計・工事を適宜確認しながら進めるなど、あらかじめ県が提示した条件に沿って事業が実施されるよう、取り組んでまいります。

加えまして、この旧県庁舎を活用した地域の賑わい創出に向けましては、隣にあります「ぎふメディアコスモス」のほか、岐阜城、岐阜公園、川原町などの周辺観光地との連携も不可欠だと考えております。今月4日には、事業者、岐阜市、岐阜県の3者による事務レベルの会議をスタートしたところでございます。関係者と連携して施設の利活用や魅力発信に今後しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

次に、土地の貸付期間でございますが、議員ご指摘のとおり、投資回収の観点から、現行の県の規定における上限であります30年間で予定しているところでございます。

貸付期間満了時の取扱いでございますが、募集要項に記載しておりますけれども、事業者から契約更新の申出があり、建物の歴史的、文化的価値が損なわれておらず、安全対策が有効に講じられている場合であれば、更新することを前提に協議に応じることとなります。

以上申し上げました内容も含めまして、現在、契約の締結に向けた協議・調整を行っているところであり、旧県庁舎の歴史的・文化的価値を後世に継承していけるよう、引き続き取り組んでまいります。

担当課	管財課
電話番号	058-272-1149
メール	<a href="mailto:c11116@pref.gifu.lg.jp">c11116@pref.gifu.lg.jp</a>